



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 1
- 衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙の選挙期日 2
- 衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任 2
- 衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所 2
- 衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 2
- 衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙の投票用紙の色 3
- 衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙の選挙運動費用支出制限額 3
- 衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙におけるポスターを掲示することができる日 3
- 衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙の選挙会の日時及び場所 3
- 衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙の選挙長の事務を行う場所 3
- 衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 4

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成31年沖縄県選挙管理委員会告示第8号は、廃止する。

平成31年4月9日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,235
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 245,218
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,572
うるま市選挙区	32,521
沖縄市選挙区	36,994
宜野湾市選挙区	25,666
浦添市選挙区	29,771
那覇市・南部離島選挙区	89,812

豊見城市選挙区	16,374
島尻・南城市選挙区	34,750
糸満市選挙区	15,953
宮古島市選挙区	14,951
石垣市選挙区	14,612
国頭郡選挙区	18,258
中頭郡選挙区	41,017

沖縄県選挙管理委員会告示第11号

平成29年10月22日に執行された衆議院沖縄県第3区選出議員選挙で選出された議員の欠員に伴い、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第1号の規定に基づき、衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙を次のとおり行う。

平成31年4月9日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙期日 平成31年4月21日
- 2 選挙すべき議員の数 1人

沖縄県選挙管理委員会告示第12号

平成31年4月21日執行の衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙区の選挙長及び選挙長職務代理者を次のとおり選任した。

平成31年4月9日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

種別	氏名	住所
選挙長	当山尚幸	那覇市楚辺3丁目4番17号
選挙長職務代理者	武田昌則	那覇市おもろまち2丁目1番24リリーバルおもろまちサーモス708号

沖縄県選挙管理委員会告示第13号

平成31年4月21日執行の衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙における政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）による政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成31年4月9日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成31年4月9日 午後6時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第14号

平成31年4月21日執行の衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成31年4月9日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成31年4月9日 午後5時30分
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室

沖縄県選挙管理委員会告示第15号

平成31年4月21日執行の衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

平成31年4月9日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

用紙の色 あさぎ色
印刷の文字の色 黒色

沖縄県選挙管理委員会告示第16号

平成31年4月21日執行の衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成31年4月9日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

制限額 候補者1人につき 23,819,200円

沖縄県選挙管理委員会告示第17号

平成31年4月21日執行の衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙において、公職の候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

平成31年4月9日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

ポスターを掲示することができる日 平成31年4月9日

沖縄県選挙管理委員会告示第18号

平成31年4月21日執行の衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成31年4月9日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成31年4月24日 午前9時30分
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階第4会議室

衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙選挙長告示第1号

平成31年4月21日執行の衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成31年4月9日

衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙
選挙長 当 山 尚 幸

平成31年4月9日午前10時まで 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁11階第1・第2会議室

平成31年4月9日午前10時以降 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室

衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙選挙長告示第2号

平成31年4月21日執行の衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成31年4月9日

衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙

選挙長 当 山 尚 幸

- 1 日時 平成31年4月18日 午後5時
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--